

広報みはま



ヨイショ！ヨイショ！

主な記事

- 介護保険料が決定
- 議会ニュース
- JR小浜線の利用助成

P2～

P3

P4

Jul.2009

7

No.462

平成21年度

介護保険料が決定しました

制度改正により介護保険料が見直されました

介護保険事業は、平成21年から23年の3年間で必要なサービスを提供できる介護サービス費用を算出し、保険料を決定しています。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、「本人の所得及び世帯の課税状況」に応じて所得段階が第1段階から第7段階に分けられます。

詳しくは、7月上旬にお送りします介護保険料決定通知書をご確認ください。

あなたの介護保険料は?(年額)

生活保護を受けている

はい

いいえ

町民税を納めている(本人が町民税課税)

はい

いいえ

同じ世帯に町民税を納めている人がいる

いいえ

前年の合計所得金額は?

はい

いいえ

老齢福祉年金を受けている

はい

前年の合計所得金額
+課税年金
収入額が80万円以下

第1段階

24,000円
(月額2,000円)

生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の方

第2段階

24,000円
(月額2,000円)

世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

第3段階

36,000円
(月額3,000円)

世帯全員が町民税非課税で第2段階に該当しない方

第4段階

41,760円
(月額3,480円)

本人が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

第5段階

48,000円
(月額4,000円)

本人が町民税非課税で第4段階に該当しない方

第6段階

60,000円
(月額5,000円)

本人が町民税課税で合計所得が200万円未満の方

第7段階

72,000円
(月額6,000円)

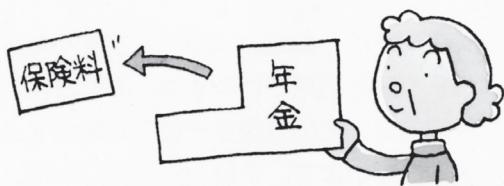
本人が町民税課税で合計所得が200万円以上の方

保険料の納め方は、年金の受給額によって「特別徴収」と「普通徴収」に分かれます。

特別徴収

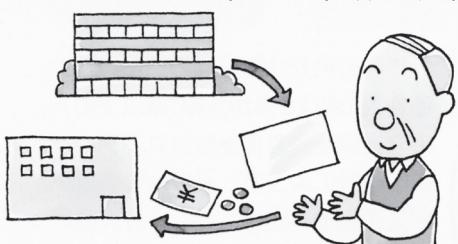
年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きになります。

- 年金の支払い月(偶数月)に、年金から保険料を6回に分けて天引きさせていただきます。
- 天引き(特別徴収)の対象者となることが確認されてから、おおむね6か月後から保険料を天引きすることになります。



普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書で個別に納めます。



- 町から保険料の年額を7月から翌年2月分の年8回に分けて納付書を送付します。
- 金融機関または町役場出納室にて、納付期限までに納付してください。また、保険料の納付方法には、便利で確実な口座振替もあります。ぜひご利用ください。

保険料を納めないと・・・。

保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上 滞納すると

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

1年6か月以上 滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料として給付費から差し引かれます。

2年以上 滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときは、町健康福祉課へご相談ください。

※お問い合わせ先 町健康福祉課(担当 山口) ☎32-6704

議会ニュース

平成21年 第2回 美浜町議会臨時会

専決処分の承認

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、議会招集の時間的余裕がなかったため専決処分されたものについて、承認しました。

- 美浜町税条例等の一部を改正する条例
- 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例の改正

- 美浜町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
国家公務員の給与措置に準じ、平成21年6月に支給する一般職の職員、常勤特別職及び教育長に係る期末手当等を暫定的に減額する措置を講じました。

ご存知ですか？JR小浜線利用促進助成

町では、JR小浜線の利用促進を図るため、回数乗車券を購入いただいた方や団体旅行を実施された方に対して費用の一部を助成しています。

ぜひ、このお得な助成事業をご利用ください。

今年度は期間を延長し、助成割合を拡充！

»» 親子旅行を計画されている方は、ぜひご利用ください。

対象期間 7月1日(水)～9月30日(水)

対象事業

JR美浜駅で発行するJR切符を購入して、JR小浜線を利用した親子旅行。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則として助成対象となりません。

- ①親子旅行の変更・中止等により切符の払い戻し等を受けた場合
- ②各地区子ども会等の団体主催による親子旅行

対象者

JR切符を購入した時点で、次のすべての条件を満たす方

- ①本町に住所を有する親子。(親子旅行には中学生以下の者が1人以上含まれていること。)
- ※親子とは、子どもの親に限らず祖父母等3親等以内の親族を含む。
- ②美浜駅または東美浜駅を始点または帰点としたJR切符であること。
- ③町税等に滞納がないこと。

助成額

JR切符購入費の3分の2(限度額10,000円)を助成します。
※助成は、1世帯1回限りとする。(子どもと別世帯の親族とが旅行した場合も1世帯とする。)

申請方法

- ①JR美浜駅で切符を購入した際に、JR美浜駅に備え付けの申請書兼請求書に販売証明を受けてください。
- ②親子旅行実施後20日以内に町企画政策課へ申請書兼請求書を提出してください。



□対象者

・町内に住所を有する方、または町内の事業所等に勤務する方
・町税等に滞納がない方

□条件

美浜駅で小浜線区間を利用する回数乗車券を購入した場合

□助成額

回数乗車券の10%

※限度額は、1回の購入につき1人あたり1,000円。

□対象者

団体旅行助成の申請者が町内に住所を有していること、または町内の事業所等に勤務していること。

□条件

美浜駅で小浜線区間を利用する8人以上の団体切符を購入した場合

□助成額

JRの団体割引後の20%

※限度額は、1人あたり片道400円。

学生団体の助成

町内の保育園・小学校・中学校の学校行事や部活動などで、JR小浜線を利用した際の小浜線区間の運賃を全額助成します。

※お問い合わせ先
町企画政策課(担当・三田)

電話 32-6701

回数乗車券の助成

団体旅行の助成

学生団体の助成